

# 定 款

## 一般社団法人ひなたネットワーク

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ひなたネットワークと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市元宮町9番11号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、宮崎県内各地の地域教育力の向上を目指し、市町村における社会教育・生涯学習を支援することを通じて「宮崎ならではの生涯学習社会の構築」に参画し、本県教育の振興を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 宮崎県生涯学習研究交流会の支援
- (2) 会員の研修
- (3) 各種研修会等の支援
- (4) 社会教育・生涯学習の情報提供
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は官報に掲載する方法とする。

### 第2章 会 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入会した個人又は団体を会員とし、その会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに会員となる。

(会費)

第6条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 除名されたとき
- (2) 退会したとき
- (3) 第6条の義務を2年以上履行しなかったとき
- (4) 総会員が同意したとき
- (5) 個人会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け又は団体会員が解散したとき
- (6) 個人会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき

(会員名簿)

第9条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、全ての会員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) その他法令又はこの定款で定める事項

(代理)

第17条 社員総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任

することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の内1名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 4名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち2名を副会長とする。

4 会長、副会長以外の理事を担当理事とする。

5 本条第2項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び担当理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。

4 担当理事は、法人業務の事務局長、会計、庶務等を担当し、その担当は理事会で決定する。

5 本条2項の会長及び副会長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で年2回以上、自己の業務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び担当理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第27条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第30条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第31条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第21条5項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 会長及び出席した監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第33条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第2号から第4号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(剰余金の不分配)

第37条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会における、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 当法人は、社員総会における、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、

当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 附 則

(最初の事業年度)

第41条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第42条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 黒木政信 枝元倫介 恵利修二 竹内一久

島名雅彦 隈元修一 谷口雅彦

設立時代表理事 黒木政信

設立時監事 長友弘次 難波裕扶子

(設立時社員の氏名及び住所)

第43条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

宮崎市生目台西5丁目18番地10 黒木政信

宮崎市生目台東3丁目18番地11 島名雅彦

宮崎市橘通西5丁目6番37号 竹内一久

(法令の準拠)

第44条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ひなたネットワーク設立のため、設立時社員黒木政信、島名雅彦、竹内一久の定款作成代理人である司法書士法人法務総合サポート代表社員河埜速史は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和元年10月24日

設立時社員 黒木政信

設立時社員 島名雅彦

設立時社員 竹内一久

上記定款作成代理人

宮崎市瀬頭二丁目1番27号

司法書士法人法務総合サポート

代表社員 河埜 速史

【会費規定（第6条関係）】

会費については、下記のとおりとする。

- 1 個人会員会費  
2,000 円
- 2 法人会員会費  
20,000 円

【理事及び監事の報酬及び旅費規程（第11条関係）】

理事及び監事の報酬及び旅費については、下記のとおりとする。

- 1 理事及び監事の報酬は無報酬とする。
- 2 役員会開催における理事及び監事の旅費は下記の通り支給する。
  - (1) 宮崎地区 → 500 円
  - (2) 児湯地区 → 2,000 円
  - (3) 南那珂地区 → 3,500 円
  - (4) 北諸地区 → 2,000 円
  - (5) 西諸地区 → 4,500 円
  - (6) 東臼杵地区 → 3,500 円
  - (7) 西臼杵地区 → 8,000 円

※ 旅費額は現段階では下記の旅費規程根拠①に基づいている。

【旅費規程根拠①：JR等普通料金（往復）】

- (2) 都農駅から宮崎駅 860 円 (1,720 円)
- (3) 串間駅から宮崎駅 1,680 円 (3,360 円)
- (4) 都城市駅から宮崎駅 950 円 (1,900 円)
- (5) えびの駅から宮崎駅 2,170 円 (4,340 円) ※小林駅→都城市駅→小林駅
- (6) 延岡駅から宮崎駅 1,680 円 (3,360 円)
- (7) 五ヶ瀬町から延岡駅 2,250 円 (4,500 円) ※五ヶ瀬町→延岡駅 (宮交バス)  
延岡駅から宮崎駅 1,680 円 (3,360 円) ※:計 2,250+1,680=3,930(7,860)

【旅費規程根拠②：距離（往復）】

- (2) 都農町役場から宮崎県庁 43.7 km\*37 円=1,617 円 (3,234 円)
- (3) 串間市役所から宮崎県庁 68.3 km\*37 円=2,527 円 (5,054 円)
- (4) 都城市役所から宮崎県庁 48.3 km\*37 円=1,787 円 (3,574 円)
- (5) えびの市役所から宮崎県庁 65.6 km\*37 円=2,427 円 (4,854 円)
- (6) 延岡市役所から宮崎県庁 84.7 km\*37 円=3,134 円 (6,268 円)
- (7) 五ヶ瀬町役場から宮崎県庁 132.8 km\*37 円=4,914 円 (9,828 円)